

## 吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2023年9月1日

新潟県三条市上須頃 445 番地  
アークランズ株式会社  
代表取締役社長（COO）坂本 晴彦

新潟県三条市上須頃 445 番地  
アークホーム株式会社  
代表取締役社長 原 隆

## 吸収分割に係る事後開示書類

アークランズ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び吸収分割株式会社の100%子会社であるアークホーム株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年6月13日付吸収分割契約に基づき、効力発生日を2023年9月1日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営むリフォーム事業に係る権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行ないました。

本吸収分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2023年9月1日

### 2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

#### （1）会社法第784条の2の規定による手続の経過（吸収分割の差止請求）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

#### （2）会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

#### （3）会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

該当事項はありません。

#### （4）会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2023年7月31日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割の差止請求）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

吸収分割承継会社は吸収分割会社の 100%子会社であることから、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 7 月 31 日付の官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 9 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約に定めるリフォーム事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した資産及び負債の額（概算）は次のとおりです。

承継した資産の額（概算）：2,133 百万円

承継した負債の額（概算）：1,133 百万円

5. 吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 9 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上